



議案第 百九号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十三年十二月十九日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五拾三年拾月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「八千円とし、」を「九千円、」に、「二千三百円」を「二千七百円」に、「五千円」を「五千五百円」に改める。

第十一条第二項第一号中「一万四千元」を「一万五千元」に改め、同項第二号中「自転車等の使用距離が片道十キロメートル未満」を「自転車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道五キロメートル未満」に改め、「二千元」の下に「、使用距離が片道五キロメートル以上十キロメートル未満である職員にあつては二千二百円」を加え、「三千四百円」を「三千六百元」に、「うち、自転車等の」を「うち、」に、「三千八百円、自転車等の」を「四千円、」に改め、「十五キロメートル以上」の下に「二十キロメートル未満」を加え、「五千三百円」を「五千六百元、使用距離が片道二十キロメートル以上である者にあつては七千五百円」に改め、同項第三号中「一万四千元」を「一万五千元」に改める。

第十八条中「、第十五条及び前条第一項」を「及び第十五条」に改める。

別表第三

行政職給料表（第三条関係）

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	—	—	104,200	90,500	—
2	151,300	126,700	109,400	94,600	74,400
3	157,700	132,400	114,700	99,100	76,600
4	164,200	138,100	120,100	104,100	79,000
5	170,800	144,100	125,400	108,800	81,400
6	177,400	150,100	130,700	112,900	84,300
7	184,100	156,100	136,000	117,000	87,400
8	191,000	162,100	141,200	120,900	90,500
9	198,000	168,000	145,900	124,600	93,200
10	205,100	173,900	150,400	128,200	95,900
11	212,200	179,900	154,900	131,500	98,500
12	219,300	185,900	159,300	134,800	100,900
13	226,200	191,700	163,700	138,000	103,100
14	233,100	197,400	167,700	140,700	105,400
15	239,700	203,000	171,600	143,400	107,600
16	246,300	208,100	175,400	146,000	109,700
17	251,400	213,100	179,000	148,500	111,300
18	256,400	216,700	182,100	150,900	
19	260,000	220,000	185,100	152,900	
20	263,600	223,100	187,400		
21	267,200	225,600	189,700		
22	270,800	228,000	191,900		
23		230,400	194,100		
24		232,800			

第十九条第二項中「百分の二百」を「百分の百九十」に改める。  
別表第三を次のように改める。

## 別表第四

## 医療職給料表 (第三条関係)

職務の等級 号給	1 等級	2 等級
	給料月額	給料月額
1	201,900 <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>
2	210,800	175,900
3	219,700	184,500
4	228,600	193,100
5	237,500	201,900
6	246,400	210,700
7	255,300	219,500
8	264,200	228,300
9	273,100	237,100
10	282,000	245,900
11	290,900	254,700
12	299,100	262,200
13	307,300	269,700
14	315,500	276,700
15	323,700	283,700
16	331,900	290,700
17	339,500	297,700
18	347,000	304,700
19	354,500	311,700
20	360,800	317,600
21	367,100	323,500
22	371,400	328,800
23	375,700	332,500
24	382,400	336,200
25	389,300	
26	396,000	
27	401,000	
28	406,500	
29	411,300	

別表第四を次のように改める。

附  
則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十八条の改正規定は、昭和五十四年一

月一日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に係る改正規定を除く。）による改正後の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の内替え等）

3 昭和五十三年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、町規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、町長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、町長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(期末手当の額の特例)

7 昭和五十三年十二月に改正前の条例第十九条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第十九条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

8 前項の規定の適用を受ける職員について昭和五十四年三月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第十九条第二項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額から前項の規定による加算額に相当する額を減じた額とする。

(給与の内払)

9 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例(期末手当については、改正後の条例第十九条又は附則第七項)の規定による給与の内払とみなす。

(町規則への委任)

10、附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。